

海外経済要録

国際機関

◇第12回エカフェ貿易委員会の開催

第12回エカフェ貿易委員会は、1月6日から15日までバンコックにおいて開催された。

本会議では、①地域決済取決め問題、②域内貿易自由化対策、③貿易見本市の開催、④海上運賃問題、⑤関税評価問題、⑥第2回UNCTADの評価、などが討議されたが、なかでも、エカフェが域内貿易拡大策の一環として重点をおいている、地域決済取決め問題と域内貿易自由化対策とに論議が集中した。

(1) 地域決済取決め問題

本問題については、IMFに依頼中の域内における現行金融ファシリティーの調査(2月央完成の見込み)、ならびにエカフェ事務局が作業中の域内貿易商品構造に関する調査(本年末完成の予定)の結果をみたうえで検討することとなっているが、今後の作業方針としてエカフェ事務局は、①IMFの調査報告が提出されたのち、expert consultantsを招へいして検討させるとともに、域内貿易商品構造の実態をも勘案のうえ、地域決済取決め案を立案させる、②上記地域決済取決め案が提出されてのち10週間の検討期間をおき、各國政府・中央銀行職員による専門家会議を開催して具体策の検討にはいる、こととし各國の合意を得た。

(2) 域内貿易自由化対策

すでに10か国から域内貿易拡大に資する各国の輸出関心品目が提出され、目下事務局が品目の調整、作業方法などについて検討している。この問題については、各國とも関税、非関税障壁の撤廃による域内貿易拡大の重要性を指摘しながらも、①関税が各國政府の主要財源となっていること、②国内産業の保護育成の必要も無視できないこと、から関税の一率引下げにはかなり問題があるとして、ガットなどグローバルな動きを見守りながら漸進的な対策を探るよう要望した。

米州諸国

◇ジョンソン大統領の一般教書

ジョンソン大統領は、1月14日、議会に一般教書を提出了した。今回、同大統領は從来の慣例を破って、任期中

最後の一般教書を自ら読み上げたが、政権交替を目前に控えていたため、内容的には過去5年間における自己の業績の回顧や残された課題の指摘などが多く、増税の延長を提案した以外は、とくに目新しい点は見いだせない。同教書の主要点は次のとおり。

- (1) ベトナム戦争の継続、インフレの高進および金利の記録的な上昇といった情勢にかんがみ、10%付加税を当初期限(69年6月末)をこえて延長するよう提案する。
- (2) 69年度および70年度の連邦財政は、それぞれ24億ドルおよび34億ドルの黒字になる見込みである。
- (3) 68年の国際収支は57年以来はじめて黒字となった。
- (4) 今後とも自由貿易政策を維持し、国際通貨制度をより強固なものにする必要がある。
- (5) 都市生活を改善するため、①1968年住宅法の目標に沿って、貧困家庭用住宅50余万户の建設を70年度から開始し、②都市開発銀行を創設して公共施設を拡充することを提案する。

◇ジョンソン大統領の予算教書

ジョンソン大統領は、1月15日、予算教書を議会に提出した。同教書の要点は次のとおり。

- (1) 10%付加税の延長(これによる增收は70年度90億ドル)を前提として、70年度歳入は1,987億ドルと見込まれる。これにより、財政収支じりは69年度(24億ドルの黒字)に続き70年度も小幅の黒字(34億ドル)となる。

このように増税を70年度に延長し、黒字予算を組んだのは、①現時点での増税撤廃ないし税率引下げを提案すれば、民間の消費意欲を刺激し、インフレを激化させる危険があること、②財政赤字は金利の異常な上昇に拍車をかけるおそれがあること、といった経済情勢を無視できなかったためとみられる。

- (2) 歳出は、70年度1,953億ドルと前年度比116億ドルの増加が見込まれる。歳出増加の内容としては、86億ドルまでが、社会保障関係費の膨張(40億ドル)、国債利払いの増加(8億ドル)、公務員給与の引上げ(28億ドル)などの義務的経費で占められている。また、国防費は2年連続5億ドルの増加にとどまり、とくに、過去数年間における歳出膨張の主因であったベトナム戦費は、はじめて34億ドルの減少が予定されている。

これら義務的経費および国防費以外の歳出については、ほぼ前年度並みの予算が計上されたにとどまった。わずかに、社会保険給付金の増額(70年度16億ドル)を提案している点が、ジョンソン政権の「偉大な社会」計画のなごりをとどめているが、任期切れを間

近に控えていたため、意欲的な新規施策はほとんど見当たらない。

(3) 今次教書は以上のほか、個人および法人所得税率を5%の範囲内で弾力的に変更しうる権限を、大統領に付与することを提案している。

米国の1970年度予算案

(単位・億ドル)

	1970年度 予算案	1969年度 見積り	増減
歳入計	1,987	1,861	126
個人所得税	904	844	60
法人所得税	379	381	-2
社会保障税	399	349	50
消費税	157	148	9
その他の	148	139	9
歳出計	1,953	1,837	116
国防費	815	810	5
うちベトナム関係	(254)	(288)	(-34)
国際関係費	38	39	-1
宇宙開発費	39	42	-3
農業関係費	52	54	-2
天然資源費	19	19	0
商業運輸費	90	80	10
住宅・都市開発費	28	23	5
保健・労働・福祉費	550	488	62
教育・雇用対策費	79	72	7
復員軍人年金	77	77	0
国債利息子	160	152	8
一般行政費	33	29	4
その他の	-26	-50	24
収支じり	34	24	10

米国予算の推移

(単位・億ドル)

	歳入	歳出	収支じり	
			うち 国防費	
1961年度	944	978	474	-34
62〃	997	1,068	511	-72
63〃	1,066	1,113	523	-47
64〃	1,127	1,186	536	-59
65〃	1,168	1,184	496	-16
66〃	1,309	1,347	568	-38
67〃	1,496	1,584	701	-88
68〃	1,537	1,789	805	-252
69〃(見積り)	1,861	1,837	810	24
70〃(予算案)	1,987	1,953	815	34

(注) 1961~68年度は実績。

◇連邦準備制度理事会、米国銀行子会社等の海外株式投資規制を緩和

連邦準備制度理事会は、このほどエッジ・アクト法人(連邦準備法第25条に基づき海外銀行業務を営む米銀子会社)などの海外株式投資に関する規制を1年ぶりに緩和した。

この措置は、ドル防衛強化の一環として、昨年2月に暫定的に海外投資規制を強化するために行なわれたレギュレーションKの改訂を撤回するとともに、従来の規制内容を一部緩和したものである。すなわち、今回の措置により米銀子会社等は、50万ドル以下もしくは外國企業の総株式の25%以下の株式取得については、連邦準備制度理事会の個別許可を得ないで自由にできることとなった(昨年2月以前は、信用供与に随伴するもの、外国銀行の総株式の25%未満の取得、米国の貿易促進に資する20万ドル未満の取得などに限って、個別許可を要しないとされていた)。なお、その投資額が米銀子会社等の資本金および剰余金の10%(銀行に投資する場合は15%)をこえる場合に理事会の個別許可を要する点は、従来と同様である。

◇カナダ銀行、特許銀行に対する貸出制限を緩和

カナダ銀行は、1967年5月のカナダ銀行法および銀行法の改正により、特許銀行の現金準備計算期間を従来の一月から半月に短縮する権限を与えていたが、同措置は当初の実施予定(昨年5月)より遅れて、本年1月1日から実施された。

また同時に、特許銀行に対する貸出制限を緩和し、従来、貸出を原則として月一度に制限していたのを、今後は弾力的に配慮するとともに、貸出最短期間も1週間から1日に短縮した。

歐洲諸国

◇英国、輸入預託金制度に関する為替管理を実施

英蘭銀行は、輸入預託金制度(43年12月号「要録」参照)による輸入削減の実効をあげるために、輸入業者が同制度に基づく預託所要資金を安易にファイナンスできる余地を封ずることとし、昨年12月18日、概要次のような為替管理を実施した。

- (1) 輸入業者が預託所要資金をファイナンスするため、公認為替銀行あるいは非居住者から外貨借入れを行なうことは認められない。
- (2) 輸入業者が預託所要資金をファイナンスするため、非居住者からポンド借入れ(注)を行なうことは認めら

れない。

(3) 非居住者により英國輸入業者に代わって預入された輸入預託金について、英國輸入業者が当該非居住者に対して利子の支払いを行なうことは認められない。

(注) 輸入業者が英國銀行から預託金積立てのためのポンド借入れを行なう余地は、輸入預託金制度と同時に発表された銀行貸出規制措置(43年12月号「要録」参照)によって封じられている。

◇英國、労使関係の調整に関する白書を発表

英國政府は1月17日、「抗争に代えて——労使関係の調整策(In Place of Strife—A Policy for Industrial Relations)」と題する白書を発表し、旧態依然とした労使関係を近代化するための具体策を明らかにした。労使関係の改革は労働党にとってかねての課題であり、同党は政権獲得後間もない1965年4月に、「労働組合および経営者団体に関する王立委員会(Royal Commission on Trade Unions and Employers Associations)」を設置して本問題の審議に当たらせ、さらに68年6月に同委員会の答申(いわゆる Donovan 報告)を得てからは、その提言を斟酌しつつ政府としての方針の具体化に注力してきた。本白書はこうした検討の結果を取りまとめたもので、政府は今後、同白書に盛られた構想について労使の意向をくんで細部の手直しを行なったうえ、実施のために必要な根拠法として「労使関係調整法(Industrial Relations Bill)」を制定する方針である。

同白書に盛られた政府構想の概要は次のとおり。

(1) 政府は、山猫ストライキあるいは労使間で十分話合いの尽されない段階で生ずるストライキが、国民経済に重大な影響を及ぼすおそれのある場合、その実施を28日間延期するよう命じうるものとする。

(2) 政府は、国民経済に重大な影響を及ぼすおそれのあるストライキについては、組合員の賛否投票にかけるよう、組合に対して命じうるものとする。

(3) 労働組合に対して、所属企業に関する情報(経営上の機密事項を除く)をうる権利を付与し、また、労働組合の代表が所属企業の取締役に就任する道を開く。

(4) 使用者は、被用者が労働組合に所属することを妨げてはならない。

(5) 労使関係調整委員会(Commission on Industrial Relations)を設置し、同委員会に次のような任務を付与する。

イ. 労働組合の承認等に関する労使間の紛争を審議し、必要な場合、使用者に対して組合を承認するよう勧告する(なお、使用者がこの勧告に従わない場合には、政府は使用者に対してこの勧告に従うよう

命令することができる)。

- ロ. 財政資金により労働組合の統合等を助成する。
- (6) 労働問題委員会(Industrial Board)を設置し、同委員会に次のような任務を付与する。
- イ. ストライキ実施の延期、労働組合の承認などに関する政府命令に違反した者に対して罰金を課する。
- ロ. 労働組合から不当な扱いを受けた組合員を救済する。

◇西ドイツ、連邦貯蓄債券を発行

西ドイツ政府は、小額貯蓄者層に従来よりも有利な貯蓄手段を提供し、国民の財産づくり(Vermögensbildung)を促進する(注)ことを目的として、1月2日から新しい債券を発行することとした。本債券の発行条件等は次のとおり。

名 称	Bundesschatzbrief
最低額面	100 マルク
期 間	6 年
金 利	6 年間保有した場合、年利平均 5.87 % (1 年め 4 %、2 年め 5 %、3、4 年め 6 %、5 年め 7 %、6 年め 8 % と、保有期間に応じて年ごとに金利が高くなる)。
利 払	年 1 回、期間経過後支払われる。
期中の売りもどし	1 年経過後ならば、額面価額で売りもどしが可能。ただし、売りもどし日は毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各月初日に限り、売りもどしの 3 週間前までに申込みを要する。

発 行 額	1969 年中 5 億マルクの予定
販売場所	全金融機関窓口
本債券の利点は、	① 金利が貯蓄預金に比べて高いこと(法定告知期間付貯蓄預金利は通常年 3.5%)、② 期中に額面価額で売りもどしが可能であるため、通常の債券のように値下がりの危険がないこと、③ 最低額面が小さく、小額貯蓄者層でも購入しうること、があげられる。

なお、本債券の発行は、貯蓄銀行その他の金融機関の貯蓄預金吸収にかなりの影響を与えるものとみられ、現に貯蓄銀行は、一昨年秋以降発行している貯蓄債券(Sparkassenbrief、期間 5 年、金利年 6 %)の最低額面を、従来の 1,000 マルクから本債券と同じ 100 マルクに引き下げるなどの対抗策を探っている。

(注) 西ドイツでは、1957年の第3次アデナウアー内閣以来、国民の財産づくり政策に力を入れており、貯蓄プレミアム制度(1959年から実施)をはじめ種々の立法措置が採られている。

◇西ドイツ、個人銀行の合併

西ドイツの有力な個人銀行(Pivatbankier)である Berliner Handels-Gesellschaft(総資産16億マルク)と、 Frankfurter Bank(総資産15.4億マルク)は、昨年12月19日、合併について両行の合意が成立した旨発表した。

両行のうち前者は取引先に大企業が多く、債券発行業務に実績を有し、後者は大衆とのつながりが深く、短資、為替取引面において定評がある。今次合併計画のねらいは、両行の特色を合わせ、一段の飛躍を図ることにあるものとみられる。合併によって生まれる新銀行の資産は30億マルク以上となり、個人銀行のうちでは最大の規模となる。

なお、合併は段階的に進められることになっており、最終的に新銀行が発足するのは1970年末ごろの予定である。

◇フランス、為替管理措置の一部を緩和

フランス政府は、昨年11月25日以降実施している為替管理措置(1月号「要録」参照)について、次のとおり一部手直しすることを決定した。

1. 旅行者の外貨持出し制限の緩和

旅行者の外貨持出しを、本年1月1日から次のとおり一部緩和する(旅行者に対する取扱い省令の一部改正)。

	改 正 前 (68年11/25~12/31)	改 正 後 (69年1/1 以降)
対 象	居住者、非居住者とも	左 に 同 じ
持出限度 (原 則)	(一般旅行) フランス銀行券200 フランのほか外貨500 フラン相当(計700フラン)まで。 (業務上の旅行) 1日外貨200フラン相当、ただし総額で2,000 フラン相当まで。このほかフランス銀行券、 200フラン、計2,200フランまで。	(一般旅行) フランス銀行券200フランのほか外貨1,000 フラン相当(計1,200フラン)まで。 (業務上の旅行) 旅行券が欧州諸国およびトルコ、エジプト、イラクなどの場合は従来どおり。 その他諸国のは1日300フラン相当、ただし、総数で3,000フラン相当まで。このほかフランス銀行券200 フラン、計3,200フランまで。
24時間以内の旅行	50フランまで	100フランまで

(注) 非居住者については、従来どおり入国情の際、所定の手続きで申告した携帯外貨の限度まで国外持出しが認められる。

2. 先物取引制限の手直し

12月4日付通牒で定められた先物取引の制限(期間1か月、更新不可能)について、①一部原材料等10品目(注)の輸入に関する先物取引の期間を3か月とすることを認め、また、②期間1か月の先物取引を行ないうる輸入品目の範囲を従来の20品目から食料品(牛肉、ばれいしょ、玉ねぎ、砂糖等)、工業用原材料(アルミニウム、亜鉛、銅板、揮発油等)を中心に80品目に拡大することとし、それぞれ1月20日から実施する(1月17日付通牒)。

(注) 3か月の先物取引が認められる輸入品目
 油性果実および種子、オリーブ油かす、天然ゴム、皮革類、羊毛、綿花、黄麻。

◇フランス、輸出関係手形再割引金利を引き上げ

国家信用理事会は、昨年12月26日、輸出関係手形に対するフランス銀行の再割引金利を、現行の2%から3%に引き上げ、本年1月1日から実施する旨決定した。

ちなみに、本件輸出関係手形の再割引金利(昨年6月27日、5月危機後の資金上昇による企業のコスト負担を軽減するねらいから、昨年中に限り3%から2%に引き下げられた)についてEEC委員会は、かねて、同金利は同行公定歩合との格差が大きく、輸出業者に対する一種の援助措置とみなされるとして、ローマ条約第93条に基づきその廢止を再三要望してきたが、今回の引き上げが1%と小幅にとどまったため、本問題を歐州裁判所に提訴する方針を決定した。

◇フランス、為銀に対する外貨建対外ポジション規制を強化

フランス銀行は1月20日、為替公認銀行に対して書簡を送り、昨年11月の為替管理措置の一環として、12月3日付書簡に基づき実施してきた外貨建対外ポジションの規制(1月号「要録」参照)を、次のように強化することとした。

1. 外貨建対外ポジションが1月末現在で買持ち超となっている為替銀行は、今後これを売持ち超またはスクエアとすることとし、売持ち超となっている為替銀行は、少なくともその売持ち幅を維持することとする。
2. 每月最終営業日現在におけるポジションが、上記規制を超過した為替銀行は、翌月25日までにフランス銀行に対し超過相当額(買持ち超の銀行はスクエアを、売持ち超の銀行は1月末のポジションを基準として)を、米ドル預金(百万ドル単位)の形で預託することとする。同預金は期間1か月(更新可能)とし、預託期間の市場実勢金利を基礎として定められた金利が付される。

3. 暫定措置として、1月末現在で買持ち超の為替銀行については、ポジションを規制内におさめるため3か月の猶予期間を認める。これに伴い、2月25日までに預託すべき預金については1月末現在の買持ち相当分の3分の2を、3月25日までに預託すべき分については同じくその3分の1を免除する。

◇オランダ、市中貸出規制を復活

オランダ銀行は、昨年12月19日の公定歩合引上げ措置(4.5 → 5.0%、12月20日から実施、1月号「要録」参照)の決定と同時に、67年6月以降停止していた市中貸出規制措置を、本年1月1日以後復活する(注1)こととした。同措置の内容は次のとおり。

- (1) 規制対象金融機関(商業銀行と農業銀行)の本年1～4月間の対民間短期貸付(期間2年末満)の増加額を、昨年9～12月間の当該貸付平残の6%以内に抑える。
- (2) 同期間の長期資産(注2)増加額を、同期間の長期負債(注3)増加額の範囲内に抑える。

(注1) オランダの市中貸出規制は1961年6月にはじめて導入され、1967年6月以降運用が停止されていた。

(注2) 政府貸付金、国内有価証券、アムステルダムに上場されているギルダー建外債、1年以上の地方公共団体向け貸出、2年以上の対民間貸付、資本参加、不動産等の合計。

(注3) 資本金、準備金、2年以上の定期預金等の合計。

なお、地方公共団体向け貸出規制措置(1966年末以降実施)は引き続き実施されている。

◇ベルギー国民銀行、輸出貿易手形再割引金利を上げ

ベルギー国民銀行は、E E C諸国向け輸出貿易手形に対する同行再割引金利を、現行の4%から公定割引歩合(国内商手基準割引歩合)並みの4.5%に引き上げ(E E C諸国向け以外は従来どおり4%)、本年1月1日から実施することとした。

本措置は、域内諸国の公正な競争維持の観点から、E E C委員会がローマ条約第93条に基づき、同国に対し輸出優遇金利の廃止を要請してきたことにこたえたものとされている。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開銀の1968年中における融資、技術援助

1966年12月に業務を開始したアジア開発銀行は、昨1968年1月から融資、技術援助など実質的な業務活動を開始したが、昨年中の実績は次表のとおり。

1. 融資

承認	融資対象	用途	融資額	返済期間(据置期間)	金利
1968年 1月	タイ、Industrial Finance Corporation of Thailand	タイの産業に対する中長期融資	百万ドル 5.0	12年 (2年)	% *
〃7月	セイロン、Central Bank of Ceylon	製茶工場の近代化のための中長期融資	2.0	15年 (3年)	6.875
〃9月	韓国、政府	ソウル・仁川間の高速道路建設	6.8	15年 (4年)	6.875
〃9月	マレーシア、政府	ペナン州の水道工事	7.2	20年 (5年)	6.875
〃11月	台湾、政府	南北高速道路の調査	0.4	10年 (2年)	6.875
〃12月	パキスタン、Industrial Development Bank of Pakistan	民間中小企業に対する中長期融資	10.0	15年 (3年)	*
〃12月	台湾、Chinese Petroleum Corporation	D M T(ポリエスチル繊維原料)プランの建設	10.2	12年 (3年)	6.875
合計	6か国、7件		41.6		

(注) *は融資実行の際の Prevailing rate(現在は6.875%)を適用する。

2. 技術援助

承認	対象プロジェクト	技術援助内容	費用
プロジェクトの策定	1968年7月 台湾、南北高速道路の調査	技術者指導	千ドル 225
	〃11月 ネパール、空路輸送プロジェクトの策定	—	100
	〃11月 韓国、農漁村開発公社	—	66
言	1968年2月 フィリピン、水利計画	専門家の補充	66
	〃6月 南ベトナム、開発金融機関	—	105
	〃7月 インドネシア、農林省	専門家の補充	89
	〃7月 インドネシア、農業金融調査	—	170
	〃9月 ネパール、農業開発銀行	—	60
	〃10月 ラオス、ビエンチャン平野の農業開発	—	35
	合計 7か国、10件		221 1,137

◇シンガポール、1969年度予算を発表

シンガポール政府は昨年12月3日、1969年度予算(注)を発表した。新予算の性格は下記のごときわめて健全かつ保守的なもので、「苦難の時代」を乗り切らんとする当局の決意のはがうかがわれる。

- (1) 英軍撤退時期が1971年までに繰り上げられたため、国防・治安関係予算がほぼ3倍に増加している反面、教育費、社会サービス部門支出などは自然増程度に抑え、不要不急の新規プロジェクトの実施を押えた。
- (2) 英軍撤退に関し供与される英國からの長期借款(50百万ポンド)を開発目的に極力活用する一方、歳入不足を補うため、次の新規課税、増税を実施する。
①電気・ガス・水道料金付加税(10%)、LPG消費税、電話料金付加税(15%)、衣料品輸入税(15%)などの新規課税。②自動車登録税、印紙税の引上げ。

シンガポールの1969年度予算

(単位・百万ドル)

	1968年度 1~12月 当初予算	1969年度 1月~70 年3月 15か月予 算(注)	増加率 (%)
一 般 予 算	歳 入 従 来 の 財 源 新 規 税 収	647 647 —	62 57 35
	歳 出 社 会 行 政 費 経 済 行 政 費 国 防 治 安 費 そ の 他 経 費 開 発 予 算 へ 繰 入 れ	647 281 82 101 153 30	64 30 32 211 56 26
	取 支 じ り	0	△ 9
	開 発 支 出 うち 国 防 関 係	296 16	322 48
			9 200

(注) 会計年度を、従来の暦年から4月~翌年3月に変更したため、新予算は過渡的に69年1月~70年3月の15か月予算。

◇香港の対日投信会社、株式を公開

香港の国際投資信託会社 International Pacific Securities Company(授權資本36百万香港ドル、払込資本18百万香港ドル、大株主は Jardine Mathes-

son and Company、香港上海銀行)は日本株投資を主業としているが、このほど6百万香港ドルの増資を行なうにあたり、新株全部を公募するとともに、同社株を香港証券市場に初上場することとした。

同社は、野村国際香港有限公司(野村証券の現地法人)を投資アドバイザーとして、運用資産の84%を日本株(電気、機械、建設、化学、電力などの比重が大)に、残余を香港および豪州の株式に投資している。

香港の対外株式投資は米国向け(約10億米ドル)が中心となっているが、昨年来日本株への投資熱が急速に高まり、1968年中の投資額は前年比倍増し、投資総額は20百万米ドルに達したと推計されている。同社の株式公開も、このような日本株に対する人気上昇と、最近の香港証券市場の堅調とを背景に行なわれたものであるが、香港証券筋では、これが刺激となって東南アジア諸国における日本株への関心が一段と高まるものとみている。

◇豪州、商業銀行合併の動き

豪州では、昨年末以来8大商業銀行の間で大型合併の気運が高まり、次の3件の合併計画が発表された。

- (1) The Australia and New Zealand Bank と The English, Scottish and Australian Bank(ともに英国系)との合併。
 - (2) The Bank of New South Wales と The Commercial Bank of Australia との合併。
 - (3) The National Bank of Australia と The Commercial Banking Co. of Sydney との合併。
- 今回の一連の合併計画は、①豪州経済拡大に伴う大規模な資金需要に応じ、②小規模支店の整理統合によりコストを削減し、③コンピューターの有効利用を図る、などの必要から進められたものとみられる。

豪州における8大商業銀行一覧表

	経 営 系 統	合併計 画グル プ	預 金 額 (百万米 ドル)	貸 出 額 (百万米 ドル)	店舗数
Bank of New South Wales	民 間	②	1,548	900	1,049
Commonwealth Trading Bank of Australia	連邦政府		1,229	670	1,043
National Bank of Australia	民 間	③	921	541	988
Australia & New Zealand Bank	民間英系	①	907	526	913
Commercial Banking Co. of Sydney	民 間	③	605	364	555
Commercial Bank of Australia	民 間	②	588	352	742
English, Scottish & Australian Bank	民間英系	①	507	284	527
Bank of Adelaide	民 間		99	65	176

(注) 預金額、貸出額、店舗数は1967年12月末現在。